

# 過去の記事

2012年1月

## 確定拠出年金「従業員上乘せ」60社超導入

2012.1.28

今月から認められたい企業型確定拠出年金の「従業員の上乗せ拠出」について、60社超の企業が導入するこの記録が明らかになりました。個人情報管理会社2社に金融機関から確定拠出年金の記録業務を請け負う個人情報管理会社2社に よると、65社前後が2月からの拠出開始を計画しており、大半が、従業員が少なく制度変更が容易な中堅・中小企業です。大企業では、年度が替わる4月スタートが多く、野村証券が承認を受け、まだ申請はしていないものの岡三証券も今年中に導入する方向で検討しています。その運用成績で受給額が変わりません。2001年に始まり加入者は400万人を超えています。これまで掛け金を拠出するのは企業に限られていましたが、今月から従業員が最大月2万5500円（他の企業年金に未加入の場合）まで上乘せできるようになりました。掛け金は所得控除の対象となり、運用益も非課税。老後に受け取る年金も所得控除などを受けられ、個人金融商品に投資するより有利となっています。

## 国民年金保険料 平成24年度は40円引下げ

2012.1.21

厚生労働省は、24年度における国民年金保険料について、今年度より月額で40円引き下げ、1万4,980円とすることを決定しました。今年度の国民年金保険料は15,020円で2年連続の引下げとなります。保険料調整は、平成16年度に決められた保険料額に物価や賃金の伸びに合わせて調整することになっています。前年の物価下落による影響が保険料引下げの主要因となっています。一方、物価下落により24年度の年金支給額も4月分から0.3%下がる見通しです。なお、この見通しには、過去に行なわれた物価スライド特例措置による過払い分2.5%の調整は含まれていません。

## パートへの社保適用拡大 中小企業は猶予へ

2012.1.14

パートで働く労働者に対する厚生年金の適用拡大は、将来の低年金者や無年金者を減らす狙いがあります。労働時間が「週30時間程度以上」の場合に加入できる現行制度を見直し、「週20時間以上」に広げる方向です。これにより、約400万人が加入見込みとされています。ただ、パートらが多い小売業などでは適用拡大により事業主の保険料負担が新たに発生することにより慎重論が多く、これらの業界を念頭に「激変緩和措置」を講じるよう求められていました。

そこで厚生労働省は、2015年度までの実施を目指しているパート労働者への社会保険の適用拡大に関して、中小企業の負担が急増しないよう、従業員300人以下の企業については適用を猶予する方針を示しました。また、300人超の企業についても、対象者は「月収9.8万円以上」とする激変緩和措置を検討しています。

## 65歳までの継続雇用制度 導入は2～5年の猶予期間

2012.1.7

厚生労働省の労働政策審議会は、高年齢者雇用安定法の改正案をまとめ、定年後の希望者全員の再雇用について、2013年度の施行段階では全面導入は行わず、2～5年程度の猶予期間を設ける考えを明らかにしました。2013年度は61歳までの希望者を再雇用すればよいこととし、65歳までの雇用確保を義務化するのには2015年度以降とする方針です。